定款

2023年3月1日改正



キクカワエシタープライズ、株式会社

三重県伊勢市朝熊町 3477 番地 36

(商 号)

第1条 当会社は、キクカワエンタープライズ株式会社(英訳名 KIKUKAWA ENTERPRISE, INC.) と称する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 木工機械、金属工作機械及びその他の機械器具の製造並びに販売
 - 2. 前号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を伊勢市に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査等委員会
 - 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式 を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 ①当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株 主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社に おいてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あると きに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 ①株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - ②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 16 条 ①株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって 行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項に ついては、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

- 第 18 条 ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一 部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数及び選任方法)

- 第 19 条 ①当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7 名以内とし、監査等委員である取締役は、3 名とする。
 - ②取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
 - ③取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ④取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ③補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 ①取締役会は、その決議によって代表取締役を取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の中から選定する。
 - ②取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 ①取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 ①取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。但し、緊 急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 ①取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
 - ②当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項に ついては、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は 電子署名する。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議に よって定める。

(相談役及び顧問)

第28条 取締役会は、その決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

- 第29条 ①当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができるものとする。
 - ②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間において、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。

第5章 監查等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

- 第31条 ①監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、 出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第6章 会計監查人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

- 第35条 ①会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会 において再任されたものとする。

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第38条 ①当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
 - (中間配当)
- 第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当することができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。